

議案第 1 号

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 14 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

引用している沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則を改正後の題名に改める。

また、教育委員会所管の会計年度任用職員の職の新設、廃止について定める。
これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規程】

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2
- (2) 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）第2条第3項

別紙

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程(平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表学校運営アドバイザーの項の次に次のように加える。

学校問題解決支援コーディネーター	市町村立小中学校における問題に係る相談の受付及び助言並びに研修に関する補助的又は定型的な業務
------------------	--

第2条の表親子電話相談員の項を削る。

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部改正)

第2条 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程(令和2年沖縄県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に、「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則」を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」に改める。

第3条の表学校運営アドバイザーの項の次に次のように加える。

学校問題解決支援コーディネーター	教育職給料表(3)	2級
------------------	-----------	----

第3条の表親子電話相談員の項を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

改正案の概要

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

(1) 引用条例及び規則の改正

引用している沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則を改正後の題名に改める。

(2) 学校問題解決支援コーディネーターの新設（義務教育課）

ア 業務内容

市町村立小中学校における問題に係る相談の受付及び助言並びに研修に関する補助的又は定型的な業務

イ 給料表、職務の級及びその根拠

幼児教育アドバイザー及び学校運営アドバイザーと同様に管理職経験者を想定しているため、教育職給料表(3)とし、職務の級は2級としている。

(3) 義務教育課のいじめ電話相談対応事業に統合することに伴う親子電話相談員の廃止（生涯学習振興課）

ア 業務内容

児童生徒の悩み、乳幼児又は児童生徒の保護者等の家庭教育上の悩み等についての電話相談に関する補助的又は定型的な業務

イ 廃止する理由

生涯学習振興課及び義務教育課の両課で時間帯を分けて類似のいじめ電話相談対応事業を実施していたため、これを義務教育課のいじめ電話相談対応事業に統合して対応を一元化することにより、利便性の向上及び機能の強化を図ることとなった。これに伴い、親子電話相談員の職を廃止する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 学校問題解決支援コーディネーターの職を設置する。（第1条関係）

(2) 親子電話相談員の職を廃止する。（第1条関係）

(3) 引用している沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則を改正後の題名に改める。（第2条関係）

(4) 学校問題解決支援コーディネーターの給料表及び職務の級を定める。（第2条関係）

(5) 親子電話相談員の給料表及び職務の級を削る。（第2条関係）

(6) この訓令は、令和6年4月1日から施行する。（附則）

4 関係各課との調整状況

職の配置に係る予算については、事業課において財政課と調整済み。

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号）新旧対照表																					
改正案	現行																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、同表の右欄のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、教育委員会における会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の職の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、同表の右欄のとおりとする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校問題解決支援コーディネーター</td> <td>市町村立小中学校における問題に係る相談の受付及び助言並びに研修に関する補助的又は定型的な業務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務内容	(略)		(略)		学校問題解決支援コーディネーター	市町村立小中学校における問題に係る相談の受付及び助言並びに研修に関する補助的又は定型的な業務	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務補助</td> <td>補助的又は定型的な業務</td> </tr> <tr> <td>学校運営アドバイザー</td> <td>学習指導その他学校運営に係る指導及び助言に関する補助的又は定型的な業務</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部活動指導員</td> <td>沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の教育課程</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務内容	事務補助	補助的又は定型的な業務	学校運営アドバイザー	学習指導その他学校運営に係る指導及び助言に関する補助的又は定型的な業務	(新設)		部活動指導員	沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の教育課程
職	職務内容																				
(略)																					
(略)																					
学校問題解決支援コーディネーター	市町村立小中学校における問題に係る相談の受付及び助言並びに研修に関する補助的又は定型的な業務																				
(略)																					
職	職務内容																				
事務補助	補助的又は定型的な業務																				
学校運営アドバイザー	学習指導その他学校運営に係る指導及び助言に関する補助的又は定型的な業務																				
(新設)																					
部活動指導員	沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の教育課程																				

<p>として行われるものを除く。)に係る技術的な 指導に関する補助的又は定型的な業務</p>	<p>親子電話相談員</p>	<p>児童生徒の悩み、乳幼児又は児童生徒の保護者 等の家庭教育上の悩み等についての電話相談に 関する補助的又は定型的な業務</p>

新旧対照表（第2条関係）

沖繩県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年沖繩県教育委員会訓令第2号）新旧対照表

改正案	現行																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、沖繩県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する<u>条例</u>（令和元年沖繩県条例第42号。以下「<u>条例</u>」という。）第2条第1項ただし書及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年沖繩県人事委員会規則第1号。以下「<u>規則</u>」という。）第2条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(規則第2条第3項の任命権者が定めるもの)</p> <p>第3条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>給料表の種類</th> <th>職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校問題解決支援コーディネーター</td> <td>教育職給料表(3)</td> <td>2級</td> </tr> </tbody> </table>	職	給料表の種類	職務の級	(略)			(略)			学校問題解決支援コーディネーター	教育職給料表(3)	2級	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、沖繩県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する<u>条例</u>（令和元年沖繩県条例第42号。以下「<u>条例</u>」という。）第2条第1項ただし書及び会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖繩県人事委員会規則第1号。以下「<u>規則</u>」という。）第2条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(規則第2条第3項の任命権者が定めるもの)</p> <p>第3条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>給料表の種類</th> <th>職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務補助</td> <td>行政職給料表</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>学校運営アドバイザー</td> <td>教育職給料表(3)</td> <td>2級</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	給料表の種類	職務の級	事務補助	行政職給料表	1級	学校運営アドバイザー	教育職給料表(3)	2級	(新設)		
職	給料表の種類	職務の級																							
(略)																									
(略)																									
学校問題解決支援コーディネーター	教育職給料表(3)	2級																							
職	給料表の種類	職務の級																							
事務補助	行政職給料表	1級																							
学校運営アドバイザー	教育職給料表(3)	2級																							
(新設)																									

(略)					2 級
(削る。)				部活動指導員（沖縄県立中学校に勤務する者に限る。）	教育職給料表(3)
				親子電話相談員	行政職給料表
					2 級

参照条文

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（任命の方法）

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

2 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この節において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2～7 （略）

○会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）

（基本報酬額）

第2条 条例第2条第1項の人事委員会規則で定める基準は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第11条、第12条、第14条第1項、第14条の2及び第15条の規定による号給に応じた給料月額（以下「報酬基礎額」という。）を計算の基礎として、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額（その額に、5円未満の端数を生じたときは

これを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げるものとする。以下「基本報酬額」という。）とする。この場合において、初任給等規則第14条の2第1項中「別表第4に定める経歴年数換算表」とあるのは「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）別表第1に定める経歴年数換算表」と、初任給等規則第15条中「第13条又は第14条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(1) 日額で定められている報酬 報酬基礎額を21で除して得た額

(2) 時間額で定められている報酬 報酬基礎額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額

(3) 月額で定められている報酬 報酬基礎額に1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額

2 事務補助（常勤の職員の補助的又は定型的な業務を行う職をいう。）に任用される会計年度任用職員（沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第5条第1項第1号の行政職給料表に掲げる給料月額を計算の基礎とする職員に限る。）の報酬基礎額は、初任給等規則別表第2に定める行政職給料表初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の「初級」の区分に対応する初任給欄の号給に応じた給料月額を超えないものとする。

3 報酬基礎額を算定するための給料表の種類及び職務の級並びに第1項に掲げる報酬の別は、任命権者が定めるものとする。